

2018年9月議会 予算審査特別委員会

〈南部東部振興、県土マネジメント部、まちづくり推進局〉

2018・10・1 今井光子議員の質問

*議会の資料から作成したもので公式の会議録ではありません
日本共産党奈良県会議員団

県南部東部地域への移住定住の促進

今井光子議員 南部東部振興局に移住定住のことでお尋ねしたいと思います。

南部・東部の地域ではありませんが、最近、奈良ということで聞いた話題に、天理に移住した人が自治会から村八分にされていると、奈良弁護士会からも是正勧告が出たというようなものがニュースに流れておりまして、こんなニュースが出たら、奈良にあんまりみんな行きたくないなというふうに思ったんですけども。

昨年、共産党の県議団で、高知県にございます土佐嶺北地域の「れいほくネットワーク」というところの視察に行かせていただきました。

ここは、居住者の移住者の人たちが中心になりまして、お互いにネットワークをつくりながら進めている、大変住み心地のよさそうなところだったんですけど、この嶺北の田舎暮らしの10カ条というのがありまして、助走期間を十分にとろう。候補地探しは10カ所、10回。あちこち数多く見て目を肥やそうとか、移住の形はいろいろ、週末移住、季節移住も一つの形。体力、気力のあるうちに決断しよう。冬の山間地域はそれなりに厳しい。冬の嶺北を体験してからでも遅くない。農家物件はあるようでない。まずは住み始めて情報収集を。田舎のいろんな行事は貴重な情報源。可能な限り出してみよう。電気、水道、車、パソコン。田舎暮らしのライフラインは軽四とインターネット。山、水、棚田、嶺北の自然を生かした夢実現の田舎暮らしを。最後に、嶺北定住の決め手は、最終的にはみんなの温かい心という、こういう10カ条がありまして、そういうような地域で、みんなが行きたいなというふうに進めていくということがいい効果が出るのかなと思うんですが、奈良県でも移住定住や空き家の紹介など、今、していただいていると思うんですけども、奈良県の取り組みがどんなふうになっているのか、教えていただきたいと思います。

福野地域振興部次長（南部東部振興・移住交流担当、奥大和移住・交流推進室長事務取扱）答弁
ありがとうございます。天理の事件、私もニュースで拝見いたしまして、なかなか厳しい感じだなと思いましたけども、天理市さんは一応南部・東部地域ではないので、うちのほうでやってる事業の紹介というか、考え方みたいなものを述べさせていただきます。

うちのほうは、移住者をどうやって把握するかということからまず入りまして、移住なのか単なる転勤なのか。市町村の住民課の窓口アンケートを置かせてもらって、転入届を出しに来られた方に、担当の方からアンケートを渡していただいています。

その中で、移住ってという目的で来られましたかっていうのと、帰郷っていうのと、転勤、あとは通学とかって上げていまして、その中で移住と帰郷の方だけを、移住とカウントしています。その中で、先生も言われたように、いろんな県で、そういう受け入れ協議会的な活動はやっておられまして、奈良県のほうも南部・東部地域19市町村に関しましては、まず最初に、行政が受け入れとして、県と19市町村全部にワンストップ窓口、移住に関することだけじゃなくて、生活全般、何でも相談できる担当者を置いてくださいということで、19市町村全部にワンストップ窓口を置いていただいています。

それから、地域のほうで、特に受け入れを熱心に頑張っておられる地域っていうのがありまして、そういうところに対して、地域で受け入れを進める協議会をつくってくださいということも進めています。今、県下に12の協議会がありまして、おのおの熱心に空き家の情報を集めたり、地域とのつながり、今、先生言われたような地域のルールの話とかっていうのもやっておられまして、そういう協議会があるところでは、今のところトラブル全くなくて、うまく進んでいると聞いています。

ただ、やっぱりいろんな人おられるから、移住者がどうかかわからないですが、何件かのトラブルは聞いています。

その場合、市町村のほうもかなり困ってはる事例もたくさんあって相談受けてるんですけども、なかなか個人との交渉ということで、訴訟に発展している事例も実は何件かお伺いしております。そうならないためにも、ふだんからワンストップ窓口の担当の方や受け入れ協議会の人たちと協議をしながら、ワンストップ窓口の人たちとは、情報共有を兼ねた研修会を、大体年に6回、7回程度やらせていただいております。そのような形で、今後とも奥大和地域、南部・東部地域に関してはそのような取り組みを進めていきたいと考えております。

今井光子議員 過疎の問題、深刻になってきておりますけれども、一方で、やはりそういうような山間地域に住みたいというニーズもあるように思いますので、ぜひみんなが行きたくなるような形での対策を進めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

安全安心の歩道整備

今井光子議員 先ほど歩道の話が出ましたので大体の概要はわかりましたけれども、私の地域でも、本当に歩道が狭くて危険という話がずっと出ておまして、先日も県のマネジメント部の方と高田土木の方と、広陵町の県道河合高田線のところと一緒に歩いていただいたりしました。

溝のブロックの部分が歩道のかわりになってるとい、白線があって、そして、少し舗装された道路がちょっと残ってて、その昔の道路があって、その溝の部分があるという2~3段になってるところを片足ずつ歩いて渡るような、実際道路がありまして、何とか改善していただけたらなというふうに思うわけですけれども、上牧のところでも松里園の入り口あたりのところの要望がございまして、きのう、ちょっと台風来るかなと心配しながら現場見てきたんですが、そこも同じような状況で、白線は引いてあるんですけども、歩道というのがきちっととられていないようなところがありました。

こうした道路の改善の問題で、県のほうはどんなふうに進められようとしているのか、その点、1点お尋ねをしたいと思います。

大庭道路環境課長答弁 広陵町内の県道河合大和高田線と上牧町の県道上中下田線の歩道整備についてお答えいたします。

県道河合大和高田線については、本年7月に現場視察いただき、その後、確認作業に時間を要しておりましたが、今後、道路附属物の修繕等が可能な対策については進めてまいります。県内における歩道の整備方針ですが、奈良県の歩道設置状況は、平成27年末現在で、県管理国道及び県道の約26%で、全国平均約42%に比較しても大変おくれております。このため、県ではまず、歩道未設置区間における歩道の新設を優先しながら整備を進めることとしておりますが、対象延長が長く、選択と集中により事業選定をしている状況でございます。

事業箇所の選定については、先ほど森山委員のご質問に答弁いたしました。交通事故が発生集中する箇所、通学路合同点検で対策が必要とされる通学路、それから、バリアフリー基本構想における生活関連経路の3つの要件のいずれかに該当し、さらに事業の緊急性や地元の協力体制等も勘案した上で、事業箇所を絞り込むこととなります。委員ご指摘の県道河合大和高田線及び県道上中下田線は、歩道の未整備区間ですが、さきに掲げた3つの要件いずれにも該当しておらず、現時点では新たな歩道の設置は困難と考えております。今後も、まずは選択と集中の考え方に基きまして、安全で快適な歩行空間の確保に向け、警察や地元市町村、地域の皆さんとも連携しながら取り組んでまいります。

今井光子議員 ありがとうございます。事故が多いとかっていうのに該当しないということだったんですけども、現場を歩いてみますと、横の水路にガラスの破片がいっぱい落ちてまして、何かと思えば、車がすれ違いできないので、どうしても横のところに、電柱にぶつかって、カーブミラーがその場所はいつも割れる場所があるんですね。そうすると、水路のところとそのガラスの破片がいっぱいあるというような、そういうような場所がございますので、ぜひ改善できるところを改善していただきたいということをお願いしておきたいです。

第2浄化センタープールのバリアフリー スイムピアに公認競技ができるプールを

今井光子議員 プールの関係なんですけれども、第2浄化センターのプールがございまして。ここは障害者の方が無料で入れるという割引制度になっているんですけれども、流水のところはバリアフリーで使えるようになっておりますが、子ども用のプールと大人用のプールのところはバリアフリーの対応になっておりませんし、プールに上がるところも少し段差があるというようなことで、ぜひバリアフリー対応をしていただきたいというふうに思っております。一方、郡山にございましてファミリープールのほうは、バリアフリーにはなっているんですけれども障害者の割引がないということで聞いておりますので、やはり障害者の割引もしていただいて、バリアフリーもしていただいて、皆さんが利用できるようにしていただきたいというふうに思っておりますが、その点でどんなふうにお考えなのかをお尋ねしたいというふうに思います。

スイムピアのほうなんです、このスイムピア、もともとホテルをつくるということで、県営プールが廃止をされてスイムピアがつくられたんですけれども、前のところは公式競技ができる、そういうプールだったんですが、今回のところは観客席の数が少ないのか、そうした国体ができる施設になっていないというふうに聞いております。県がつくっておりますプールですので、やはりそうした公式な競技ができる施設にしておく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますが、その点でどんなふうにご考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

佐竹公園緑地課長答弁 委員ご質問のありましたまほろば健康パークのファミリー公園プールの障害のお持ちの方の料金の割引と、それとスイムピアの国体対応のための屋根の整備ということで、ご質問2点いただきました。

まず1点目のファミリー公園プールの料金の割引についてなんです、まほろば健康パークのほうでは、スイムピアの屋内の競技用プールにつきましては、形状も長方形で死角もなくて、利用の状況も非常に埋まることも多いということで安全性が確保されているとして、料金の割引という障害者の減免を実施しているところでございまして。一方、ファミリー公園プールのほうなんです、こちらのほうにつきましては、スライダー等の遊具も設置されておまして、水深も一定でなく、形状も複雑と。加えてプールサイドでは休憩用のパラソルも置くこともできますし、浮き輪の持ち込みも可能となっております、利用者の数も大変多いという状況になっております。そういったことで、安全性の観点から、現在、そういった減免の制度は導入できていないという状況になっております。このファミリー公園プールに障害者の方の料金の割引減免の制度というのを導入しようとする、やっぱり安全管理の体制の充実というのが必要と考えております。ですんで、今のところまだ導入ができておりませんが、引き続き他府県の同様の施設とかそういうものも勉強しながら、指定管理者のほうと協議していきたいと考えております。

2点目のスイムピアの観客席屋根の話なんですけれども、ご指摘のとおり、スイムピア奈良の屋外プール、50メートルのプールなんですけれども、観客席とか屋根がないとか、選手控室が不足しているということで、国体の開催というのが難しいという状況というふうに伺っております。そのため、観客席の増設とか屋根の設置、控室の増設といったことについては設計、検討を進めておまして、また、それとあわせて、施設管理をしております奈良県の新経営プールPFI株式会社との関係機関とも整備に向けた協議調整を、今現在行っているところでございまして。

今井光子議員 プールのほうにつきましては、安全性の確保という面で、私もことし、ちょっと見に行きましたけれども、テントが立っていたり、パラソルがあったりとか、もう本当にびっくりするような、人がたくさんおまして、確かにあそこで障害の方がたくさん来たりは難しいかなと思いますが、そういうけど、障害のある人もない人もともに生きられる社会をつくる条例ができておりますので、安全管理の関心をふやすとかいう形で対応できるものであるとするならば、きっと障害者の人の割引もしていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

浄化センターのところのプールのバリアフリーの返事は、よろしくお願ひします。

小西下水道課長答弁 先ほど今井委員のほうから第2浄化センターのスポーツ広場のプールのバリアフリーについてご質問ございました。

プール内につきましては、流水プールエリアと25メートルプールエリアがございまして、その間については、一応高低差があるところについてスロープを設けております。あと、流水プールと幼児用プール、25メートルプールという3種類のプールがあるんですけれども、プール内につきましては

は、流水プールについてはスロープを設けてございます。残りの幼児用プール、25メートルプールにつきましては、中に入るにはスロープ設けておりませんが、一応障害者の方には介助者の方をつけていただくということで介助で対応いただいているんですけども、今後それらについて、スロープの必要性については検討していきたいと思っております。

今井光子議員 ぜひ、よろしくお願いいたします。また、スイムピアのほうも、今、設計を検討を進めているということでございますので、奈良県でもきちっと競泳の公式競技ができるというプールを早く実現していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

鉄道駅無人化問題

今井光子議員 公共交通の関係ですけれども、畝傍御陵前駅の駅員さんがいなくなる時間帯が、始発から10時までと、6時から最終の時間がなくなるということでございますが、近くに総合福祉センターがございまして、視覚障害者の方をはじめ、障害者の方の利用の多い駅でございます。聞きましたら、やはりその時間帯に一番多く利用するという声もございまして、この利用時間を改定いただけないというふうに思うんですが、県としてどのような対応をいただいているのかをお尋ねしたいと思っております。

西村地域交通課長答弁 近鉄の駅の駅係員の配置時間が短くなることにつきまして、県がどのような対応をしているかということにお答えさせていただきます。

近鉄畝傍御陵前駅では、本年の10月8日から駅係員の配置時間の短縮が予定されております。ただ、このことにつきましては、鉄道事業法などの現行法では、鉄道駅の駅員の配置については、鉄道事業者の経営判断に委ねられており、県は、鉄道事業者に対し、何ら許可権限を有していないものでございます。

しかしながら、鉄道駅で係員が不在となる時間帯が発生することは、県民の利便性をはじめ、防犯性、安全性を低下させるおそれがあることなど、地域とかがわりが深いものであると認識しているところでございます。そのため県では、駅員の配置時間の短縮に先立ち、平成30年9月10日付で近鉄に対し意見書を発出し、事前に関係地域に対して十分な説明を行い、理解を得ること、それから、説明の際の地域から出された意見、要望については真摯に受けとめ、十分に対応すること、それから、駅係員の無配置駅、もう既に無配置になっているところや配置時間が短縮されてるところにおいては、情報配信ディスプレイを整備すること、それから、バリアフリー化の推進、防犯対策の強化など、利用者の利便性の維持向上を図ることなどについて強く要請いたしました。今後、近鉄の措置の状況についてフォローしていきたいというふうに考えているところでございます。

今井光子議員 事故があってからでは遅いというふうに思いますので、ぜひ十分な対応をいただきたいと思います。大もとは、やはり国で駅の無人化の問題とか、こうした危険箇所の人配置の問題とか、一切決まりが無いところが私は問題なのかなというふうに思っております。ぜひ国に対しましても、そうしたことを県のほうからも要望をいただきたいと思います。その点で何かご意見ありましたら、副知事、何かありますか、国に対して。

村井副知事答弁 今、課長、答弁いたしましたとおりで、県としてはできる範囲のことをいろいろ近鉄、あるいはJRの場合もあるかと思っておりますけれども、対応しております。国のほうに基本的な権限があるということでございますので、この点については、県が要望できる範囲でまた、このように要請をしまいたいとは考えております。

今井光子議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。これで終わります。

(了)